

「千葉県建築基準法施行条例とその解説2025年版（案）」の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改定の経緯

千葉県では、千葉県建築基準法施行条例（以下「条例」という）における確認審査を行う上で統一的な解釈・運用を行うため、「千葉県建築基準法施行条例とその解説2023年版（監著：千葉県特定行政庁連絡協議会）」を作成し、運用しているところです。

千葉県特定行政庁連絡協議会建築審査研究部会においては、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による建築基準法等の改正に伴う条例の改正を受け、条例に係る取扱基準の明確化などを目的として、条例の解説の追加修正や文言の整理等の検討を行い、今般、統一的な見解がまとまった事項に関して、『千葉県建築基準法施行条例とその解説2025年版（案）』として取りまとめました。

※千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図ることを目的とした組織で以下の22の行政庁で構成される。

千葉県・千葉市・市川市・船橋市・松戸市・柏市・市原市・佐倉市・八千代市・我孫子市・浦安市・習志野市・木更津市・流山市・成田市・鎌ヶ谷市・野田市・君津市・茂原市・四街道市・白井市・印西市

2 主な改定の内容

- (1) 木造化を促進する防火規定の合理化等による条例改正に係る解説の追加・修正
 - ・部分的な木造化の促進 : 第15条、第24条、第38条
 - ・防火規制に係る別棟扱いによる木造化の促進 : 第22条の2、第34条
 - ・既存建築物に係る規制の合理化 : 第51条
- (2) その他文言の整理、条項ずれ等の修正

3 資料

- (1) 千葉県建築基準法施行条例とその解説2025年版（案）（縦書き）
- (2) 千葉県建築基準法施行条例とその解説2025年版（案）（横書き）

4 施行期日（予定）

令和7年6月10日